

第3期
ニセコ町子ども・子育て支援事業計画

令和7(2025)年3月

ニセコ町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定体制	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	3
1. 人口・世帯の動向	3
2. 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の状況	8
3. ニーズ調査の結果概要	10
4. 子ども・子育て支援の課題	15
第3章 計画の基本的な考え方と施策の展開	16
1. 基本理念	16
2. 基本的な視点	16
3. 基本目標と主な施策	17
第4章 子ども・子育て支援事業の推進	23
1. 教育・保育提供区域の設定	23
2. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策	24
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	26
第5章 計画の推進	33
1. 計画の推進体制	33
2. 進捗状況の管理	33

資料編

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

ニセコ町では、「子どもたちの笑顔が輝くまちへ」という基本理念のもと、「ニセコ町子ども子育て支援事業計画」を平成27(2015)年から2期にわたって策定しました。

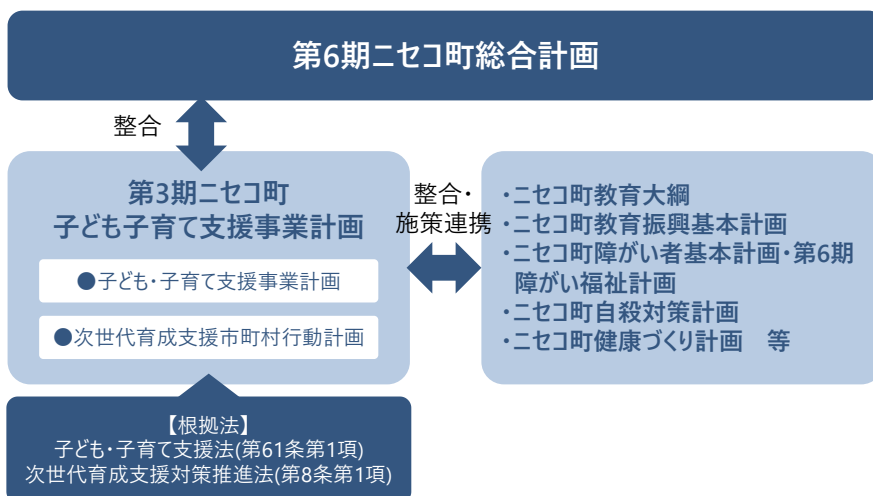
国では、平成24(2012)年に「子ども・子育て支援法」をはじめとした「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27(2015)年から幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」が導入されて以降、10年が経過しました。その間、ニセコ町を取り巻く子育て環境は変化し、出生数の減少や核家族化の進展、女性の就業率向上による共働き世帯の増加などにより、地域全体で子育てを支えるまちづくりが必要となっています。

第2期計画が令和6(2024)年度に終了することから、これまでの取組と課題、子育て世帯の実態やニーズ等を踏まえて「第3期ニセコ町子ども子育て支援事業計画」を策定することとしました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、及び次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定するものです。

計画策定にあたっては、ニセコ町の最上位計画である「ニセコ町総合計画」や関連する他計画との整合性を図りながら策定します。



3. 計画の期間

計画期間は、令和 7(2025)年度から令和 11(2029)年度までの 5 年間とします。本計画は、社会情勢の変化や法制度の変更等に対応するため、必要に応じて検討・見直しを行うこととします。

(年度)									
令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)
第 2 期子ども子育て支援事業計画									
					第 3 期子ども子育て支援事業計画				

4. 計画の策定体制

(1) 子ども子育て会議の実施

本計画の策定にあたっては、子どもの保護者や子ども・子育て支援事業の従事者、学識経験者等で構成される「ニセコ町子ども子育て会議」を設置し、委員からの意見や議論等を踏まえて策定します。

(2) ニーズ調査の実施

就学前児童及び小学生児童がいる世帯を対象に保育等の利用状況や利用意向などを把握することを目的として、令和 6(2024)年 1 月にニーズ調査を実施しました(p10～p14 参照)。

項目	就学前児童のいる世帯	小学生児童のいる世帯
対象者※1	就学前児童(0～6 歳児)のいる ニセコ町の全世帯	小学生児童のいる ニセコ町の全世帯
調査期間	令和 6(2024)年 1 月 18 日～3 月 1 日 (当初回答期限：令和 6(2024)年 2 月 9 日より延長)	
調査方法	調査票は Web(Google フォーム)にて作成し、 QR コードをはがきに印刷して配布、Web にて回収	
対象数	186 件	232 件
有効回収数・率	92 件 (49.5%)	91 件 (39.2%)

※1 住民基本台帳(令和 6(2024)年 1 月 17 日時点)により抽出

(3) パブリックコメントの実施

本計画案をニセコ町ホームページで公開し、広く町民から意見を収集し、その意見を精査しながら本計画に反映します。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

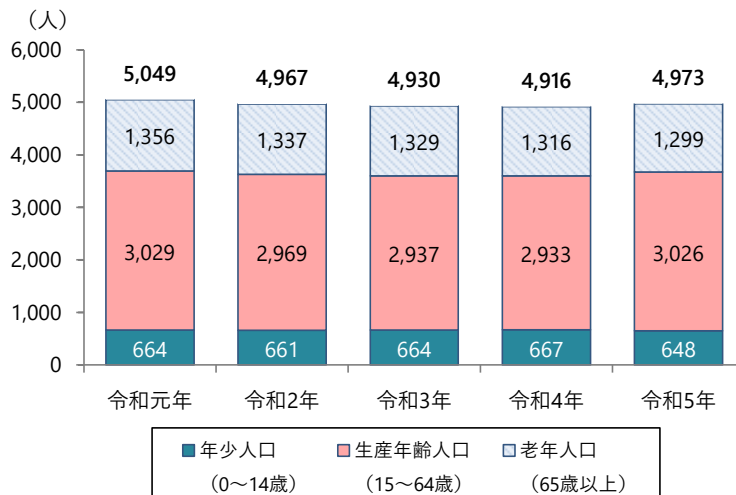
1. 人口・世帯の動向

(1) 人口の推移

人口の推移をみると、総人口は減少傾向となっていました。令和5(2023)年は増加に転じ、4,973人となっています。年齢3区分別にみると、全体に占める各年齢区分の割合は大きく変わっていませんが、令和5(2023)年度の年少人口は648人と令和元(2019)年以降の5年間で最も少なくなっています。

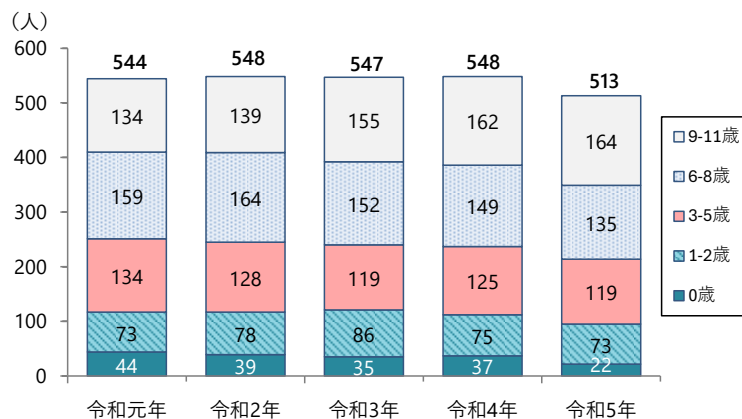
また、年少人口のうち、0～11歳までの人口の推移をみると、「9～11歳」は増加傾向にあります。それ以外の年齢区分は減少傾向にあります。

図表 2-1-1 総人口及び年齢3区分別人口の推移



出典：ニセコ町「住民基本台帳」(各年10月1日現在)

図表 2-1-2 0～11歳の人口の推移



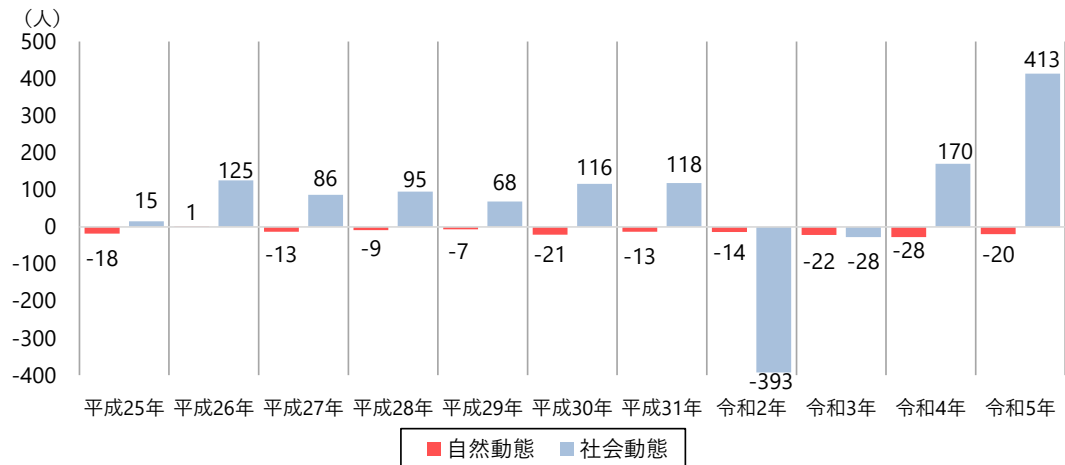
出典：ニセコ町「住民基本台帳」(各年10月1日現在)

(2) 人口動態

自然動態の推移をみると、平成 27(2015)年以降減少傾向にあります。

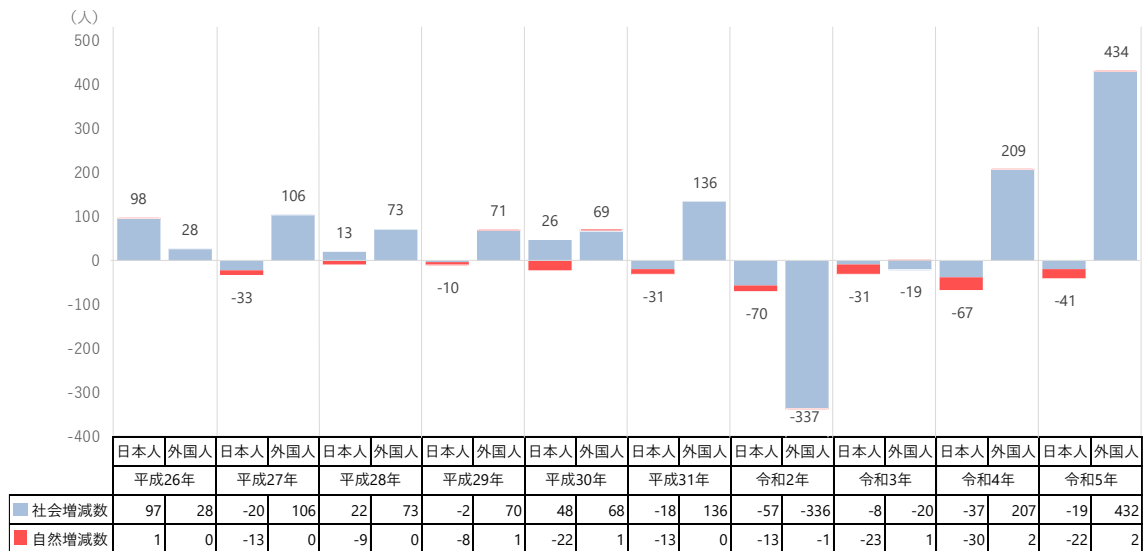
社会動態の推移をみると、増減を繰り返しながら、令和 4(2022)年以降増加傾向にあります。令和 2(2020)年、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で転出した外国人住民が、令和 4(2022)年以降戻りつつあることが要因と思われます。

図表 2-1-3 自然動態・社会動態の推移



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

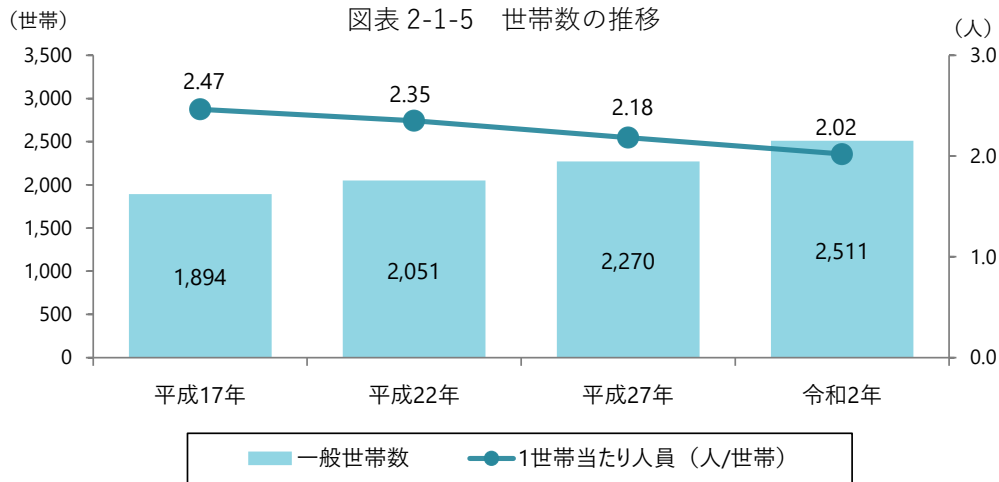
図表 2-1-4 自然動態・社会動態の推移（国籍別）



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

(3) 世帯の状況

世帯数は平成17(2005)年以降増加傾向となっており、令和2(2020)年には2,511世帯と、25年前と比較し617世帯増加となっています。1世帯当たり人員は減少しており、核家族化が進行していると推測されます。



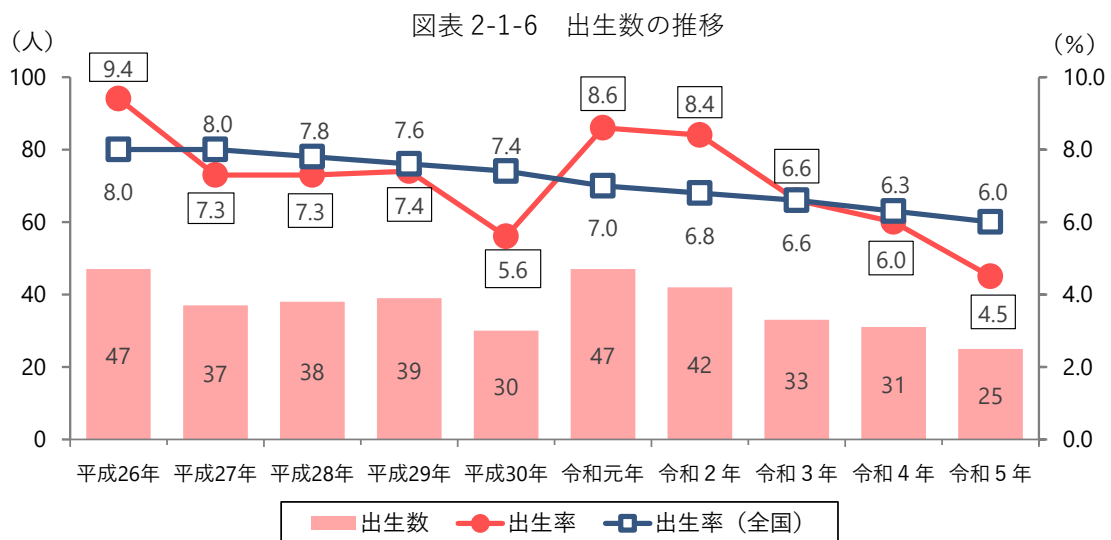
出典：総務省統計局「国勢調査（令和2年）」

(4) 出生の状況

出生数は、平成26(2014)年以降減少傾向で、令和元(2019)年増加に転じたものの、翌年以降再び減少し、令和5(2023)年の出生数は25人となっています。

出生率^{※2}は、平成26(2014)年、及び令和元(2019)年、令和2(2020)年に全国平均よりも高い傾向にあったものの、それ以外は全国平均よりも低い傾向で推移しています。

※2 出生率：人口1,000人あたりの出生数

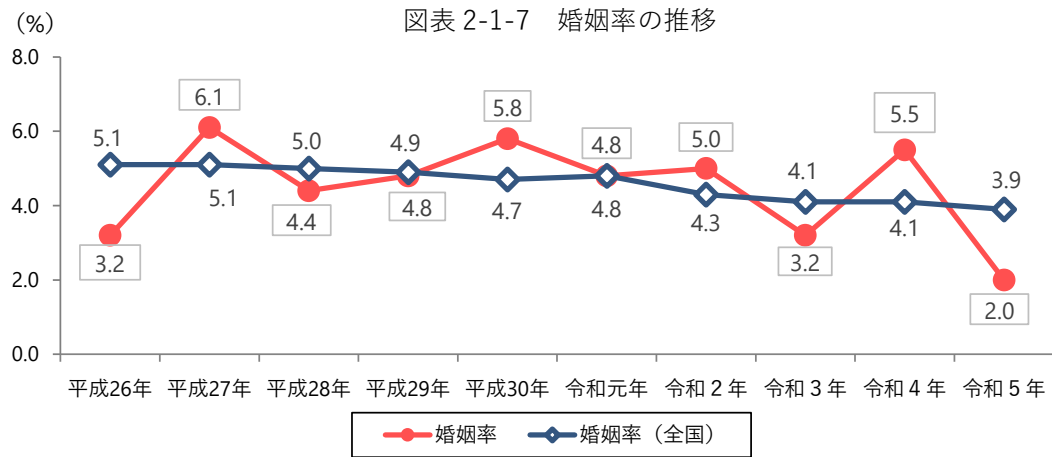


出典：厚生労働省「人口動態調査」

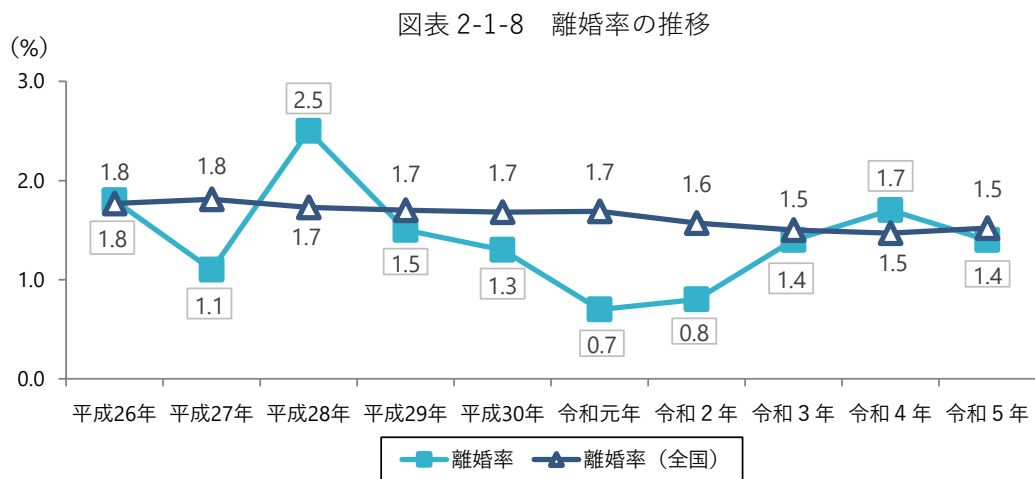
(5) 婚姻・離婚の状況

婚姻率は、全国平均と同様に平成 27(2015)年以降減少傾向にあり、増減を繰り返しながら、令和 5(2023)年の婚姻率は 2.0%と、過去 10 年間で最も低くなっています。

離婚率は、全国平均よりも概ね低い傾向で推移しており、平成 28(2016)年以降減少傾向にありましたが、令和 2(2020)年に増加に転じ、令和 5(2023)年は再び減少して 1.4%となっています。



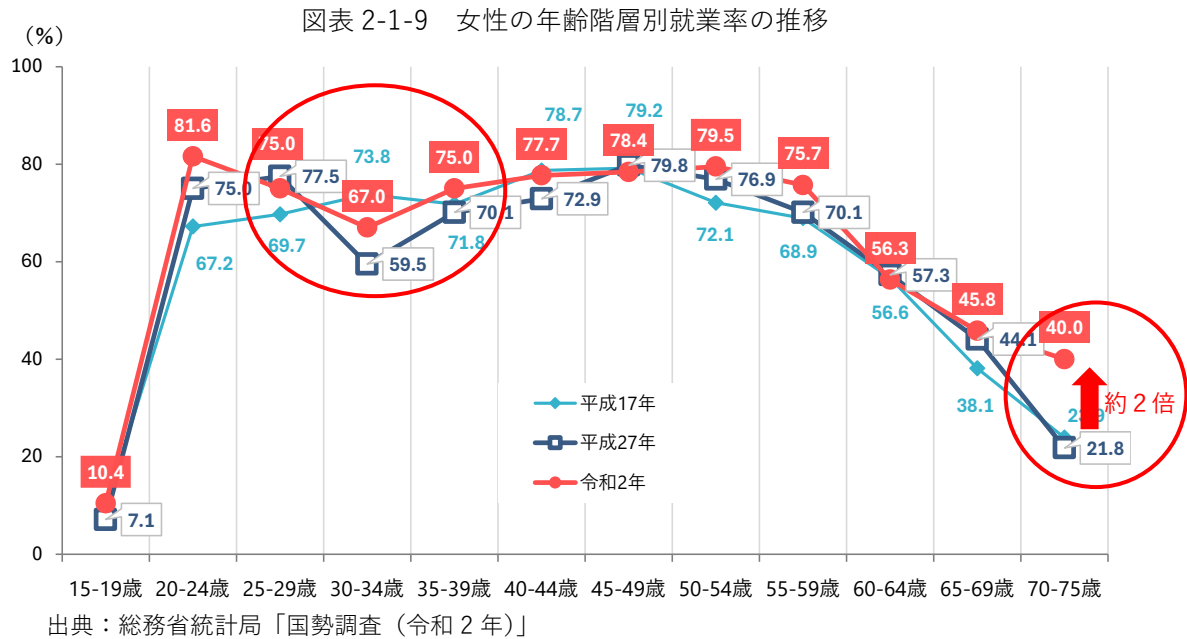
出典：厚生労働省「人口動態調査」



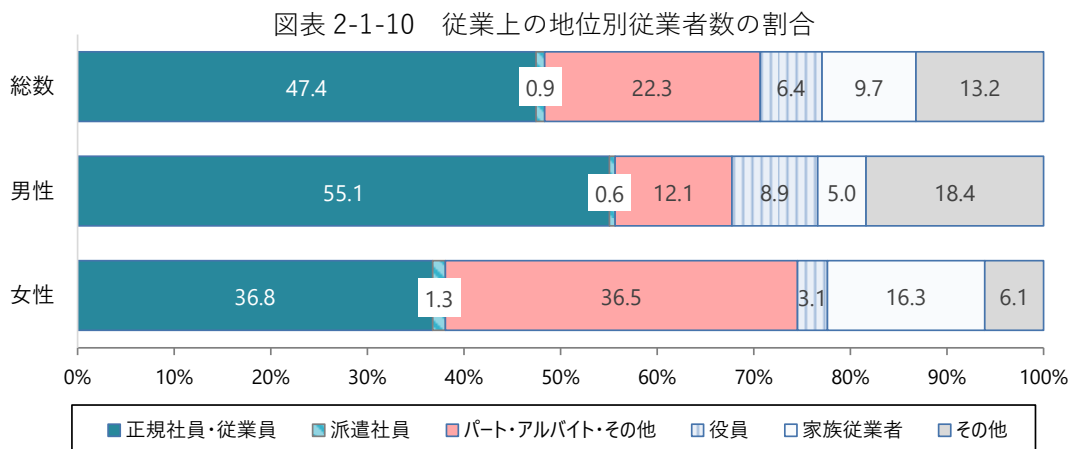
出典：厚生労働省「人口動態調査」

(6) 就労の状況

ニセコ町の女性の就業率を年齢階層別にみると、30歳代で就業率が低下するM字型となっています。平成27(2015)年と令和2(2020)年を比較すると、ほぼすべての年齢階層で増加傾向にあります。また、子育て世代の祖父母世帯にあたる50歳代以降をみると、特に70～75歳代の女性の就業率が平成27(2015)年と令和2(2020)年を比較し約2倍となっています。祖父母世帯が働いているため、子育て世代が身近な親族に子どもを預けにくい状況にあると推測されます。



就業者の従業上の割合をみると、男性は「正規社員・従業員」が約5割を占めています。女性は「正規社員・従業員」が36.8%、次いで「パート・アルバイト・その他」が36.5%、「家族従業者」が16.3%となっています。

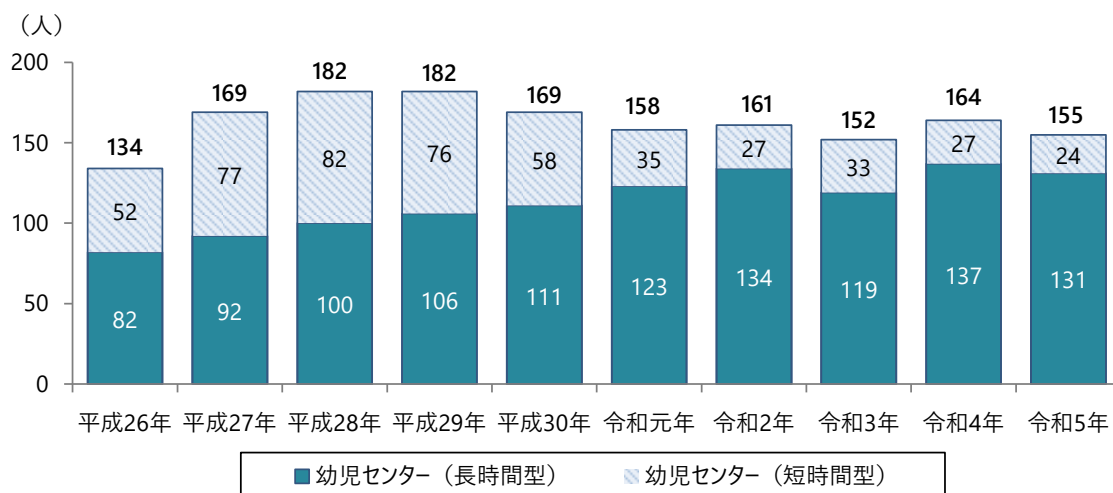


2. 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 教育・保育事業の状況

幼児センター（短時間型）の状況をみると、利用児童数は減少傾向にあり、令和5(2023)年は24人となっています。一方、幼児センター（長時間型）の状況をみると、利用児童数は増加傾向にあり、令和5(2023)年は131人となっています。令和元(2019)年以降、幼児センター（短時間型）の利用者数が減少している要因としては、令和元(2019)年10月より実施された幼児教育・保育の無償化により、短時間型から長時間型に移行する利用児童が増えたためと思われます。

図表 2-2-1 幼児センター（短時間型）及び幼児センター（長時間型）の利用児童数の推移



(2) 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て事業計画の法定 13 事業の実施状況については、以下のとおりです。

区分		単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
(1)利用者支援事業							
施設数		カ所	町の事業としては現状実施していない				
(2)時間外保育事業（延長保育・休日保育）							
利用者数		人	1	12	6	7	11
(3)放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・学童保育所）							
利用者数	1年生	人	21	20	27	23	28
	2年生		31	19	20	30	23
	3年生		21	28	11	13	21
	4年生		0	4	13	8	10
	5年生		0	0	2	7	3
	6年生		0	0	0	1	1
	合計		73	71	73	82	86
(4)子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）※3							
利用者数		人日	-	-	-	0	0
(5)乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）							
訪問者数		人	51	40	35	33	21
(6)養育支援訪問事業							
訪問者数		人	6	2	5	6	7
(7)地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）							
利用者数		人日	3,954	1,706	2,275	2,146	1,998
施設数		カ所	1	1	1	1	1
(8)一時預かり事業							
利用者数	幼稚園型	人日	615	383	528	312	195
	幼稚園型以外		899	750	1,035	978	849
(9)病児保育事業（病後児保育）							
利用者数		人日	町の事業としては現状実施していない				
(10)子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）※3							
利用者数		人日	-	-	-	48	66
(11)妊婦健康診査							
実施回数		回	508	436	408	336	260
(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業							
利用者数		人	現状実施していない				
(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業							
利用者数		人	現状実施していない				

※3 令和4(2022)年度より開始

3. ニーズ調査の結果概要

ニセコ町では、教育・保育事業の利用状況や利用意向などを把握し、本計画の基礎資料とするためのニーズ調査を令和6(2024)年1月に実施しました。調査票は、就学前児童及び小学生児童のいる世帯を対象に配布し、有効回収率はそれぞれ49.5%、39.2%でした。

ニーズ調査の主な結果は、以下のとおりです。

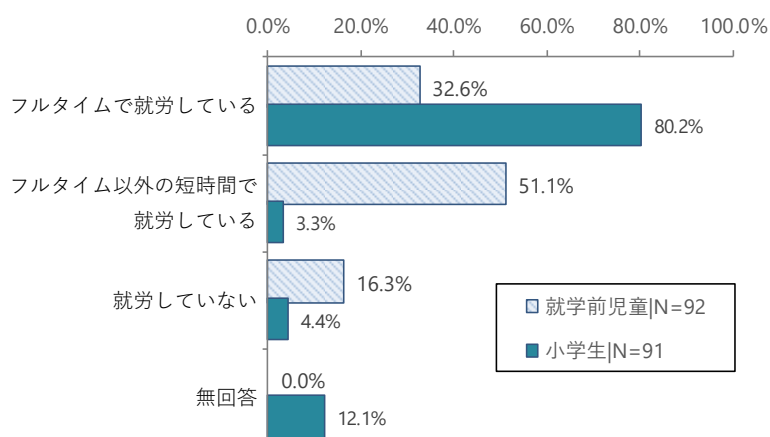
(1) 保護者の就労状況

就学前児童がいる世帯の母親は、「フルタイム以外の短時間で就労している」が51.1%と最も多く、次いで「フルタイムで就労している」が32.6%となっています。小学生がいる世帯の母親は「フルタイムで就労している」が80.2%と最も多くなっています。

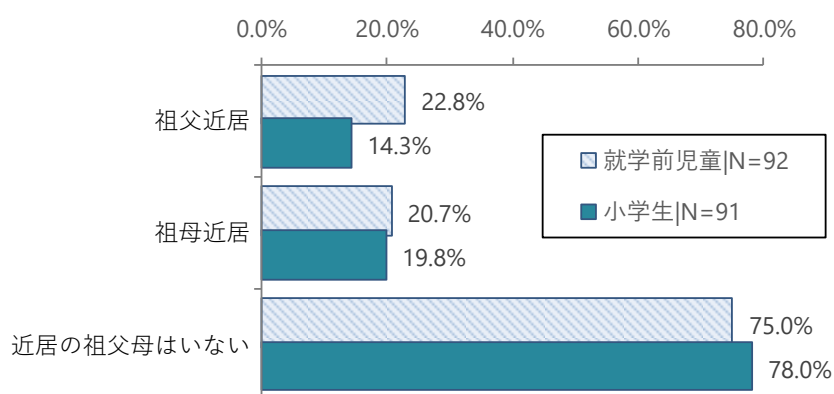
また、祖父母との近居^{※4}状況は、「近居の祖父母はいない」が就学前児童がいる世帯及び小学生がいる世帯ともに約8割となっています。

※4 近居とは、交通手段を問わず、おおむね30分以内程度に行き来できる範囲のことと定義しました。

図表 2-3-1 母親の就労状況（就学前児童・小学生）



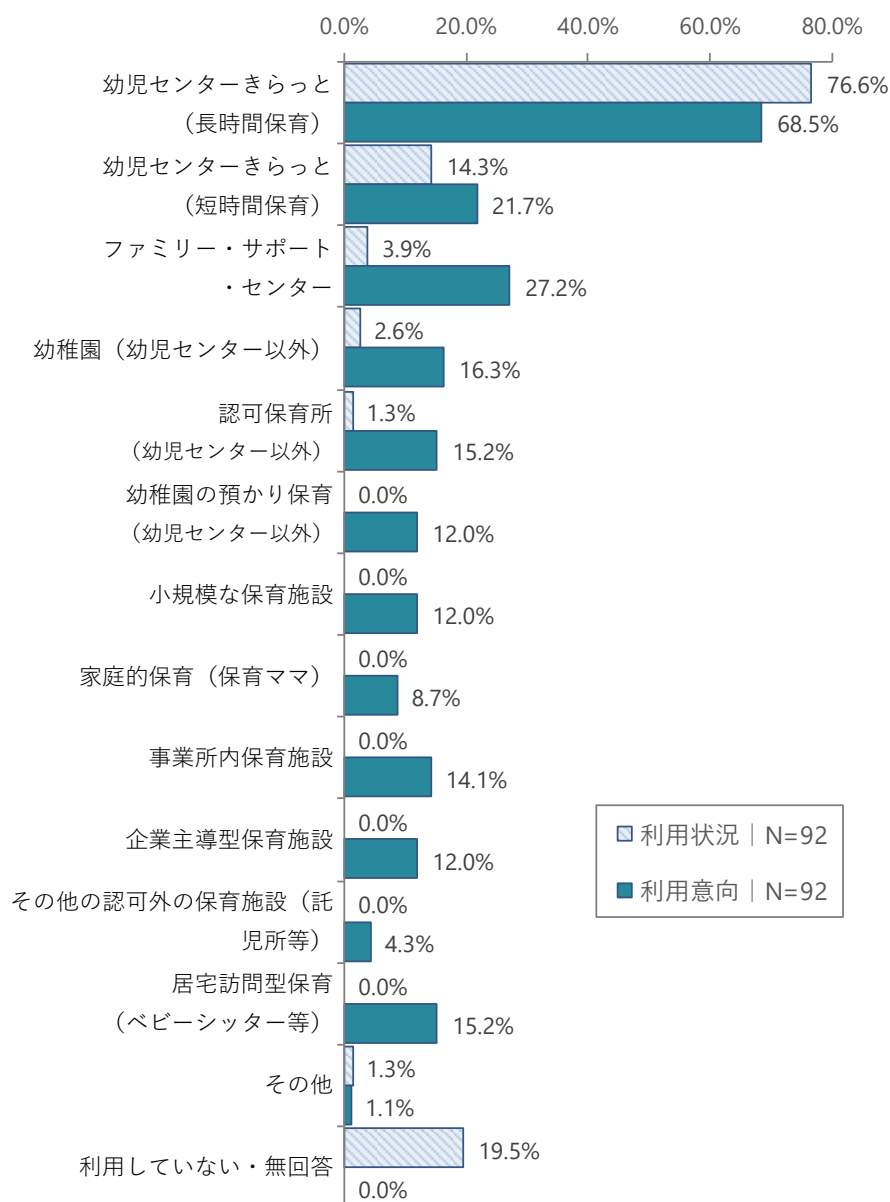
図表 2-3-2 祖父母の近居状況（就学前児童・小学生）



(2) 平日の定期的な教育・保育事業について

就学前児童がいる世帯に対し平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について聞いたところ、「幼児センターきらっと（長時間保育）」が76.6%と最も多くなっています。利用意向は、「幼児センターきらっと（長時間保育）」が68.5%と最も多く、次いで「ファミリー・サポート・センター」が27.2%、「幼児センターきらっと（短時間保育）」が21.7%となっています。

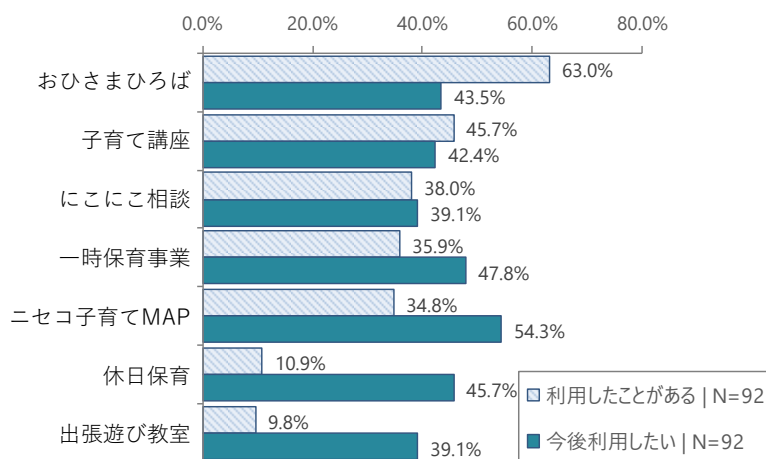
図表 2-3-3 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況及び利用意向（就学前児童） | 複数回答



(3) 地域子育て支援事業（地域子育て支援センター）について

就学前児童のいる世帯に対し地域子育て支援センター「おひさま」の利用状況について聞いたところ、「おひさまひろば」が63.0%と最も多く、次いで「子育て講座」が45.7%、「にこにこ相談」が38.0%となっています。利用意向はほぼすべての事業で4割以上となっており、「ニセコ子育てMAP」が54.3%と最も多く、次いで「一時保育事業」が47.8%、「休日保育」が45.7%となっています。

図表 2-3-4 地域子育て支援センター「おひさま」の利用状況及び利用意向（就学前児童） | 複数回答

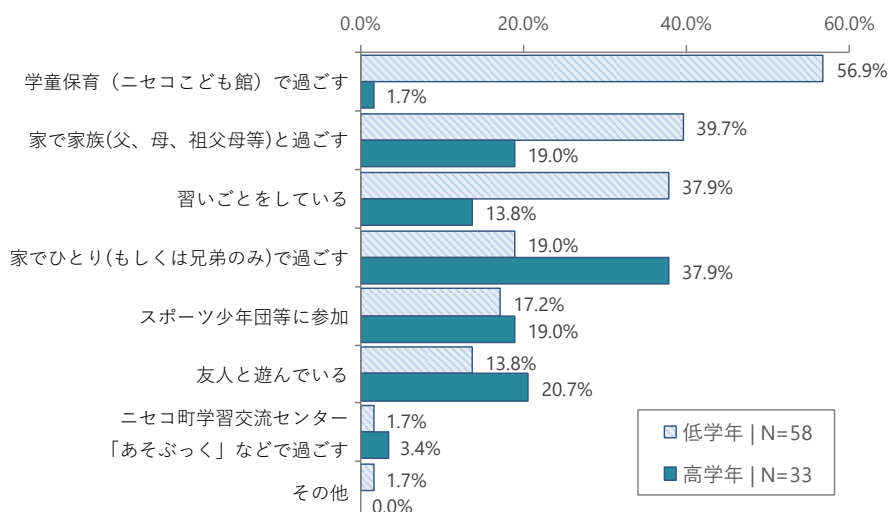


(4) 学童保育（ニセコこども館）について

小学生がいる世帯に対し放課後の過ごし方を聞いたところ、低学年では「学童保育(ニセコこども館)」が約6割と最も高くなっています。また、低学年のうち「家で家族（父、母、祖父母等）と過ごす」が約4割となっていますが、高学年になると「家でひとり（もしくは兄弟のみ）で過ごす」が約4割と最も高くなっています。

また、土日祝や長期休暇中の利用意向を聞いたところ、高学年でも利用したいと回答した割合が約3割となっています。

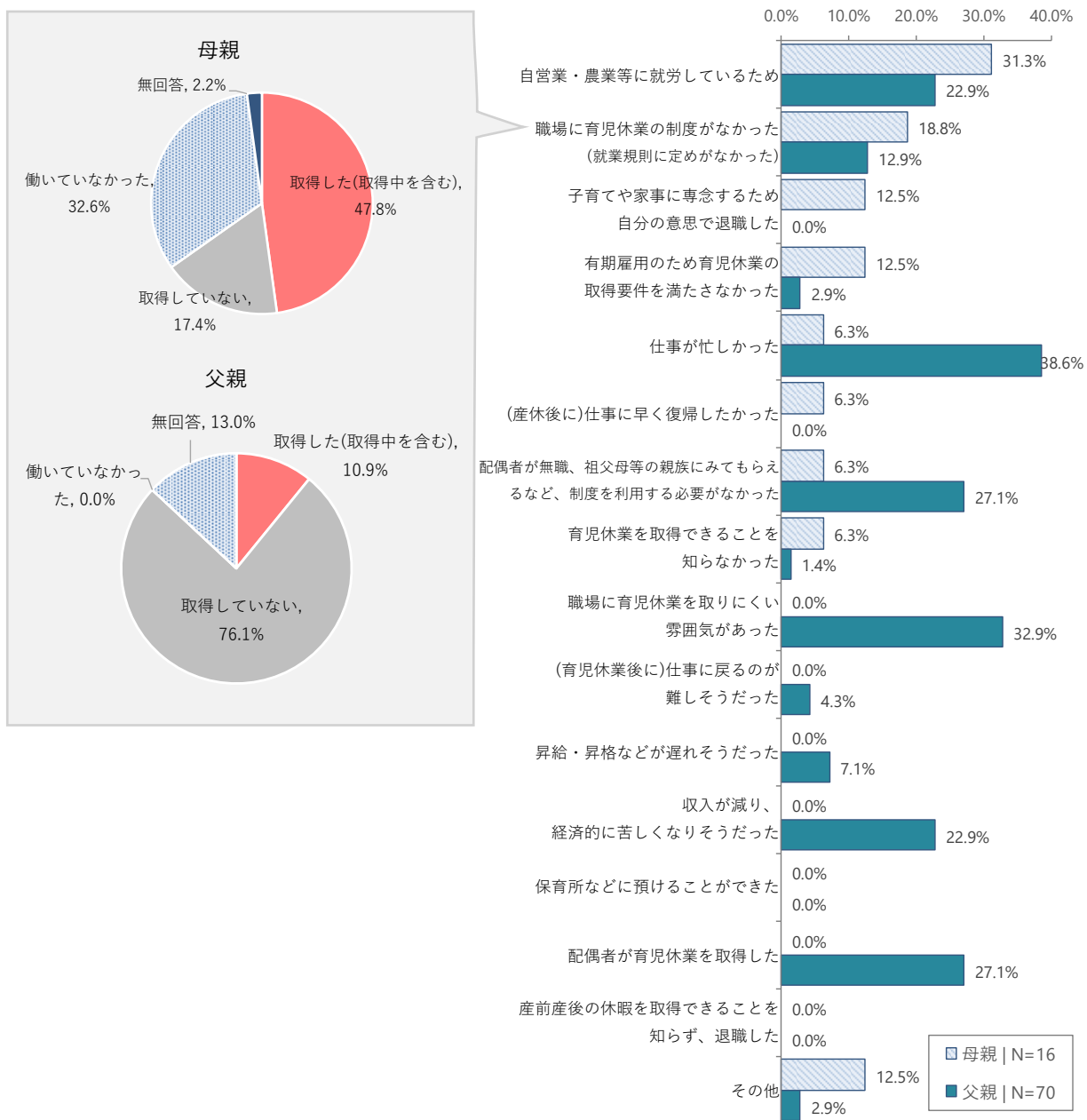
図表 2-3-5 子どもの放課後の過ごし方（小学生） | 複数回答



(5) 育児休業や職場の両立支援制度について

就学前児童がいる世帯に対し育児休業の取得状況を聞いたところ、母親は47.8%、父親は10.9%が取得しています。母親の育児休業を取得していない理由としては、「自営業・農業等に就労しているため」が31.3%と最も多く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が18.8%となっています。父親の約8割は育児休業を取得しておらず、その理由としては、「仕事が忙しかった」が38.6%と最も多く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が32.9%、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」「配偶者が育児休業を取得した」が27.1%となっています。

図表 2-3-6 育児休業の取得状況及び取得していない理由（就学前児童） | 複数回答



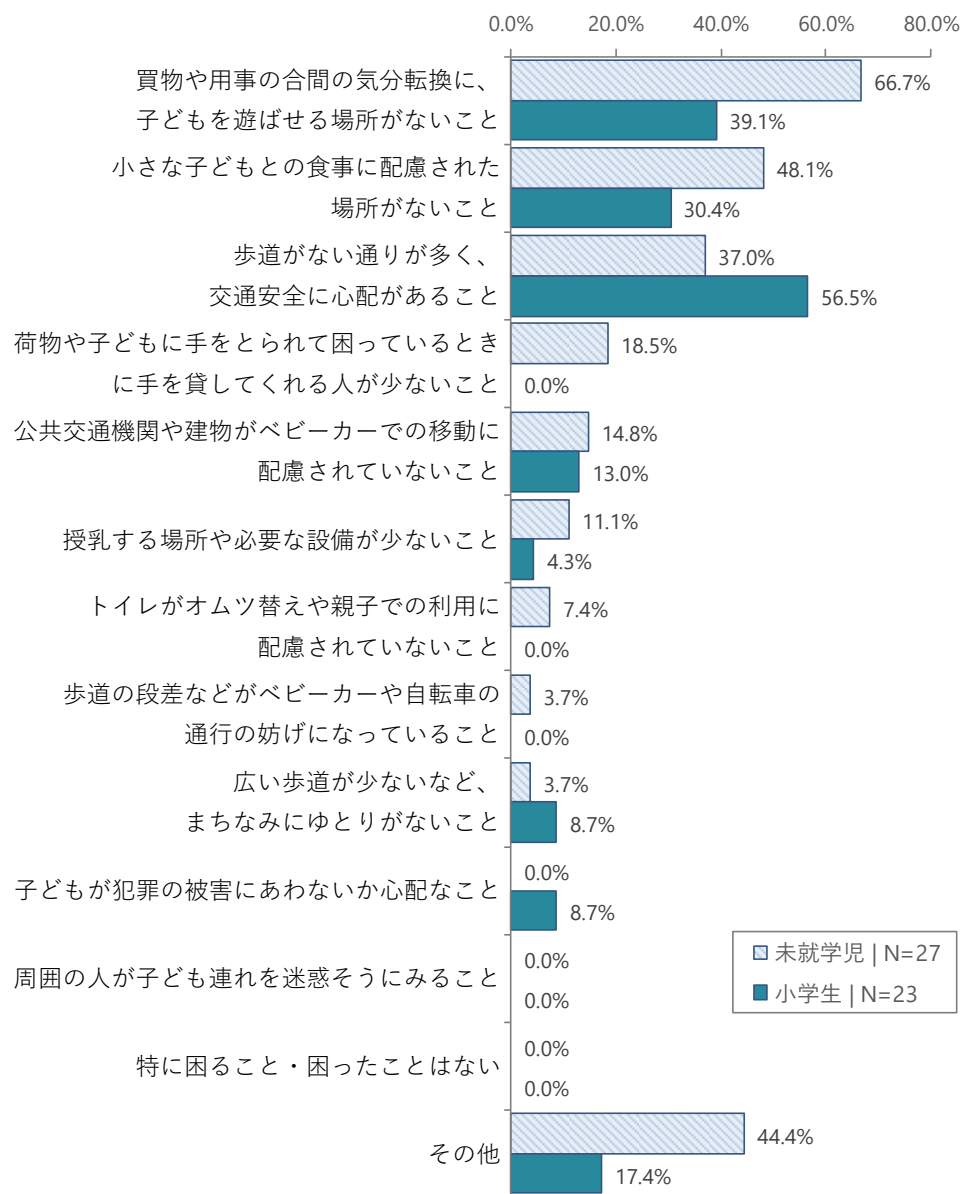
(6) 子どもとの外出の際の困りごとについて

就学前児童がいる世帯に対し「子育てしやすいとは感じない」と回答した方に、子どもとの外出の際に困ることを聞いたところ、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」が66.7%と最も多く、次いで「小さな子どもとの食事に配慮された場所がないこと」が48.1%となっています。

小学生児童がいる世帯に対し上記を聞いたところ、「歩道がない通りが多く、交通安全に心配があること」が56.5%と最も多く、次いで「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」が39.1%となっています。

自由記述においても、冬季や雨天時に子どもが遊べる屋内施設などを充実させてほしいとの意見が多く見受けられました。

図表 2-3-7 子どもとの外出の際の困りごと（就学前児童・小学生） | 複数回答



4. 子ども・子育て支援の課題

統計情報及び、教育・保育事業や地域子育て支援事業の実施状況、ニーズ調査の結果、総合計画等を踏まえ、ニセコ町の子ども・子育て支援の課題を整理すると以下のとおりです。

(1) 子育て家庭の孤立化

ニセコ町では、約 8 割の家庭が共働きであり、その多くは祖父母が近くに住んでいない状況にあります。また、子育て世代の祖父母世帯にあたる 50 代以降の女性就業率が増加しており、子育て世代が身近な親族に子どもを預けにくい環境にあると推測されます。

育児休業取得率は、父親が約 1 割、母親が約 5 割にとどまっております、制度がないもしくは利用しにくい状況にあり、仕事と子育ての両立が難しい状況にあると思われます。

そのため、子育て家庭の孤立化を防ぎ、地域全体で子育てを支えるしくみが重要と考えられます。

(2) 保育ニーズの多様化

教育・保育事業は、幼児センター（長時間）の利用が 8 割以上となっているものの、ファミリー・サポート・センターや居宅訪問型保育等の利用意向も一定程度あることから、幼児センター以外の事業の充実も重要となります。また、学童保育（ニセコこども館）は高学年の利用実績は約 1 割と少ないですが、利用意向は約 3 割と高くなっています。特に、サービス業に従事する父母が多いため、土日祝・長期休暇の学童保育の希望者の割合が高くなっています。

教育・保育事業及び地域子育て支援事業の各事業について、ニセコ町の産業・就業形態や保護者の多様なニーズに応じた柔軟な運用が求められています。

(3) 子どもが誇りに思えるまちづくり

ニセコ町の総人口は緩やかな減少傾向となっており、年少人口で見ると、「9～11 歳」は増加傾向にありますが、それ以外の年齢区分は緩やかな減少傾向にあります。ニセコ町独自推計による将来人口推計^{※5}によると、2035 年以降総人口が減少すると見込まれています。

ニセコ町では、人口構造の変化に応じたまちづくりを行うとともに、ニセコ町にある資源を活用した生きる力やシビックプライド^{※6}の醸成、ニセコ町らしい環境を活かした教育、子どもたちの居場所の充実などを行い、子どもたちが今後も住み続けたい、暮らしたいと思える魅力あるまちづくりが望まれています。

※5 出典：第 6 次ニセコ町総合計画

※6 シビックプライド＝自分が住んでいる地域に対する誇り、ニセコ町を誇りに思う心

第3章 計画の基本的な考え方と施策の展開

1. 基本理念

本計画の基本理念は、第2期ニセコ町子ども・子育て支援事業計画の基本理念を継承します。

「子どもたちの笑顔が輝くまちへ」

ニセコ町では、誰もが健康で、安心して暮らせるよう地域全体で子育てを支援するまちづくりを目指します。また、ニセコ町のまちづくりを担う未来の子どもたちが夢や希望を持ち、健やかに育つ環境をつくりまします。

2. 基本的な視点

(1) 地域全体で子育てする視点

子どもは未来のまちづくりの担い手です。子育てについての第一義的責任は父母その他の保護者にあるものの、子どもが健やかに育つには、ニセコ町に関心のあるすべての人が関わり、地域全体で子育てを支援することが重要です。

行政や地域組織・団体、企業等が協力して子育て支援を進める仕組みづくりを行うとともに、子育て家庭が孤立しないようニセコ町にある既存の社会資源を活用して子育て支援のネットワークを強化します。

(2) 安心して子育てできる環境の視点

ニセコ町では、共働き世帯の増加や核家族化、子育てニーズの多様化に伴い、新たな事業の実施や支援内容の拡充など、子育て家庭が利用しやすい事業となるよう努めてきました。

今後も引き続き保護者に寄り添い、子育てに対する負担感を和らげ安心して子育てできるように、ニセコ町の産業・就業形態や保護者のニーズに応じて柔軟に事業を運用していきます。また、子どもに携わる人材の確保や資質向上、教育・保育環境の整備など、子どもが心豊かに育つ環境を整えるため、教育・保育の質の向上を図ります。

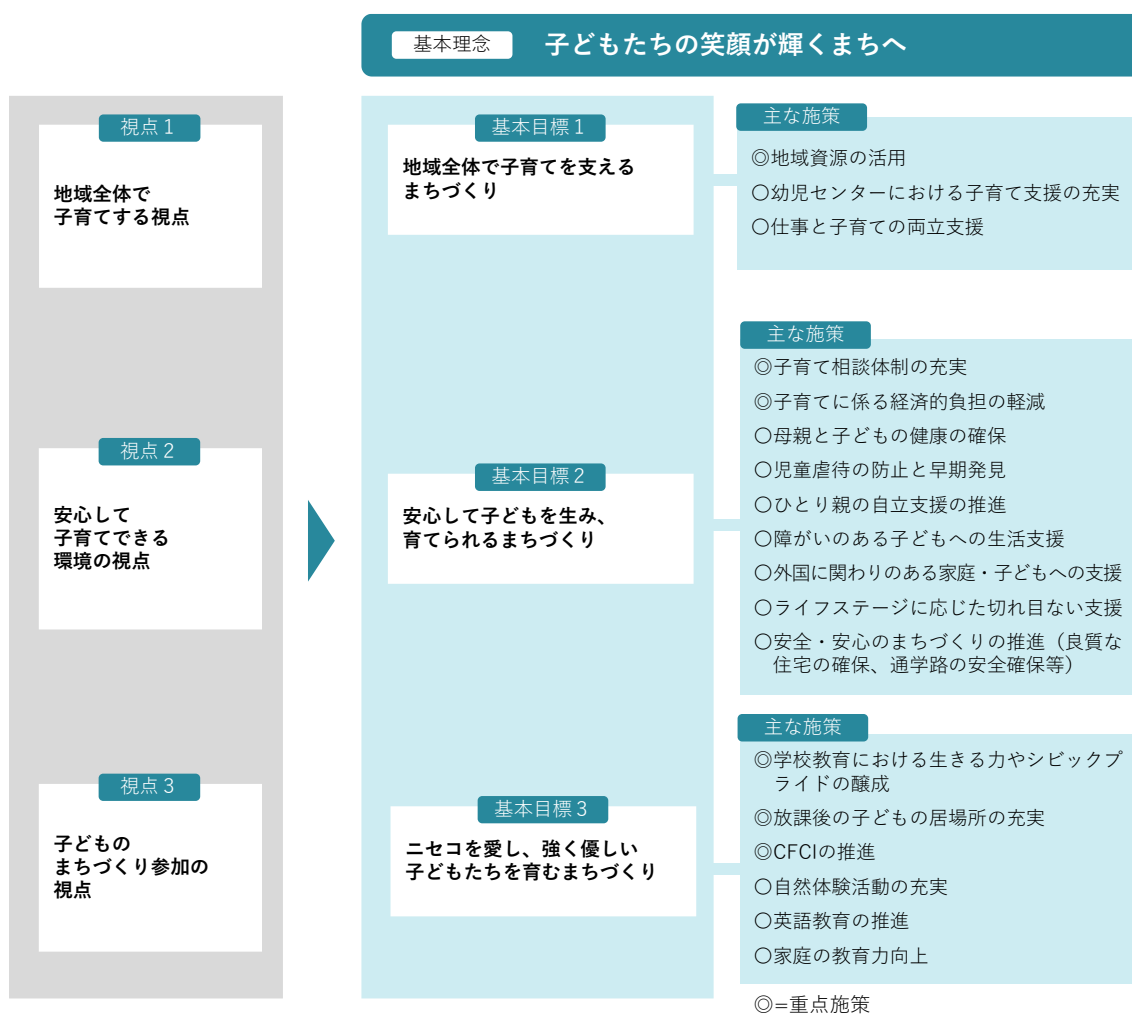
(3) 子どものまちづくり参加の視点

ニセコ町まちづくり基本条例 11 条では、子どものまちづくりに参加する権利を規定し、「小中学生まちづくり委員会」や「子ども議会」などの活動を通し、子どもたちがまちづくりに参画しています。令和3(2021)年12月には、ユニセフから「子どもにやさしいまちづくり事業(CFCI)」の実践自治体として承認されています(p21 参照)。

今後も子どもにやさしいまちづくりを実現するため、子育ての取組にも子どもの声を反映していきます。

3. 基本目標と主な施策

本計画の基本理念である「子どもたちの笑顔が輝くまちへ」の実現に向け、まちづくりの基本目標を次のとおり定めます。また、基本目標を達成するための主な施策を示すほか、目標達成のために特に重要と考える施策は重点施策として位置づけます。



基本目標 1 地域全体で子育てを支えるまちづくり

地域全体で子育てを支援するため、町民や地域組織、団体、企業等による子育て支援活動を支援するほか、それらの団体との連携を進め地域での子育て支援のネットワークの強化を図ります。

幼児センターにおいて、育児相談等を通じて子育て家庭の孤立化を防ぎ、就学前の教育・保育環境の充実を図るとともに、一時預かりや時間外保育等の提供及び小学生児童の学童保育（ニセコこども館）による預かりなどにより保護者が安心して働くことができる環境を整えます。

主な施策

地域資源の活用 | 重点施策

事業内容	ニセコ町内における子育て支援活動を行う団体に対し、活動を実施するために必要な研修の受講料や指導者育成にかかる費用を一部助成するなど、活動を支援します。
	●子育て支援活動サポート事業

幼児センターにおける子育て支援の充実

事業内容	親子参加型の交流イベントや育児相談を通じて子育て家庭の孤立を防ぎ、地域全体で子育てを支援する体制を整えます。また、一時預かりや時間外保育等の提供により、共働き家庭への支援も充実させます。
	●地域子育て支援拠点事業 ●時間外保育事業 等

仕事と子育ての両立支援

事業内容	学童保育（ニセコこども館）では、就労等の理由で保護者が昼間家庭にいない小学生（低学年を優先的に受入）を対象に、放課後や土曜日などに子どもたちが安心して過ごせる遊び場や生活の場を提供します。
	●放課後児童健全育成事業

基本目標 2 安心して子どもを生み、育てられるまちづくり

子育て世代が安心して子どもを生み、育てられる環境を整えるため、専門職への育児相談や保護者同士で話し合える場を設け育児の不安を和らげるとともに、学校給食費の無償化や医療費の助成等による経済的負担の軽減を図ります。

ひとり親家庭や障がいの有無、国籍を問わず、すべての子育て家庭に対して、産業・就業形態や保護者のニーズ、ライフステージに応じた支援を充実させます。

主な施策

子育て相談体制の充実 | 重点施策

事業内容 子育て支援センター「おひさま」における体重測定や栄養相談（月1回程度）を通じて、保健師や栄養士等による育児相談を行います。また、子どもを持つ保護者同士で育児に関する悩みや不安を共有し、話し合える場を設けます。

- 子育て支援センター「おひさま」
- 子育て世代交流事業 **新規**
- 両親学級（パパママセミナー）

子育てに係る経済的負担の軽減 | 重点施策

事業内容 すべての妊婦や子育て家庭が安心して子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施します。また、学校給食費の無償化や医療費の助成等を通じ、子どもの健全な育成と子育て家庭の経済的な負担軽減を図ります。

- 学校給食費の無償化 **新規**
- 第3子以降の幼児センター給食費の無償化
- 出産・子育て応援交付金事業
- こども医療費助成制度
- 要保護及び準要保護児童生徒就学援助費助成

母親と子どもの健康の確保

事業内容 各種健診を通して乳児や幼児の健康状態を把握し、病気の早期発見・早期治療につなげます。すべての妊婦に対し定期健康診査の助成を行うほか、出産後、助産師が自宅を訪問し、母子のケアや育児相談を行います。今後は、通所型や宿泊型の導入を検討するなど、事業内容の充実を図っていきます。

- 乳幼児健康診査
- 産後ケア事業
- 妊婦健診助成

児童虐待の防止と早期発見

事業内容	要保護児童対策地域協議会や3歳児健康診査時におけるアンケート調査を通じ、児童虐待などで保護を要する児童や養育支援が必要な児童、保護者を早期に発見し、適切な保護または支援を図ります。
	<ul style="list-style-type: none">●要保護児童対策地域協議会●3歳児健康診査におけるアンケート調査

ひとり親の自立支援の推進

事業内容	冬期間における経済的負担を軽減し生活の安定を図るため、ひとり親世帯等の灯油購入費の一部を助成します。
	<ul style="list-style-type: none">●福祉灯油助成事業

障がいのある子どもへの生活支援

事業内容	心身や言葉の発達に不安のある児童に対し療育を行い、関係機関と連携しながら発達を支援します。また、障がいのある子どもに対して、デマンドバスの交通費を助成することで経済的負担を軽減し、子どもの外出の機会を増やします。
	<ul style="list-style-type: none">●羊蹄山ろく児童発達支援事業●心身の発達に不安のある児童に関する学校・幼児センター・町との連携●デマンドバスの障がい者割引

外国に関わりのある家庭・子どもへの支援

事業内容	外国に関わりのある家庭・子どもが生活に不自由を感じないよう、CIR（国際交流員）が窓口となって妊娠時や幼児センター入園等の各種手続きや多言語での生活情報の提供、日本語の習得につながる支援を実施します。
	<ul style="list-style-type: none">●CIRによる通訳等の個別支援

ライフステージに応じた切れ目ない支援

事業内容	子どもや若者が心身ともに健やかに成長し、年齢に応じて自分らしく社会生活を送ることができるよう支援します。また、若者が希望通りに安心して結婚、妊娠・出産、子育てができるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供します。
	<ul style="list-style-type: none">●両親学級、産後ケア、新生児訪問、乳幼児健診等

安全・安心のまちづくりの推進（良質な住宅の確保、通学路の安全確保等）

事業内容	子育て世帯が安全・安心に生活できるよう、ニセコ町の特性を生かし、子育てに適した住宅を整備します。また、子どもたちを交通事故から守るため、関係機関が連携して通学路の安全確保を図ります。
	<ul style="list-style-type: none">●子育て世帯に適した公営住宅の整備及び民間集合住宅の供給促進●スクールバスの運行●子ども110番●通学路安全推進会議の実施●交通安全啓発活動

基本目標3 ニセコを愛し、強く優しい子どもたちを育むまちづくり

子どもにやさしいまちづくりを実現するため、ニセコ町ならではの雄大な自然環境や人材などの教育資源を活用してニセコ町を誇りに思うシビックプライド※6を醸成し、その子どもたちの声をまちづくりに反映させます。

放課後の居場所や自然体験活動の充実、「ニセコスタイルの教育」による英語教育を推進するなど多様な体験・活動ができる機会を創出し、変化の著しい社会で生きる力を育みます。

※6 シビックプライド=自分が住んでいる地域に対する誇り、ニセコ町を誇りに思う心

主な施策

学校教育における生きる力やシビックプライドの醸成 重点施策	
事業内容	ニセコ町の自然環境や人材など豊富な教育資源を活用しながら、幼児センターから高等学校まで一貫した英語教育やふるさと教育などを実践し、ニセコで学び、ニセコを愛する子どもを育みます。
	<ul style="list-style-type: none"> ●ニセコスタイルの教育 ●CS（コミュニティ・スクール）活動
放課後の子どもの居場所の充実 重点施策	
事業内容	子どもたちが地域社会の中で心身ともに健やかに成長できるよう、放課後を安全・安心に過ごせる居場所を整備し、多様な体験・活動ができる環境を提供します。
	<ul style="list-style-type: none"> ●放課後子ども教室 ●ニセコこども館（学童保育）
CFCI※7の推進 重点施策	
事業内容	子どもにやさしいまちづくりを実現するため、「小中学生まちづくり委員会」や「子ども議会」を通して、子どもたちがニセコ町への理解・関心を深めるとともに、まちづくりに参画する機会を創出します。
	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）の推進 ●小中学生まちづくり委員会 ●子ども議会

※7 「こどもにやさしいまちづくり事業（CFCI=Child Friendly Cities Initiative）」とは、子どもの権利条約に明記されている子どもの権利を自治体レベルで具現化するための、ユニセフが提唱する世界的な活動です。

ニセコ町では、平成30(2018)年10月から2年間、日本型CFCIのモデル検証作業に参加し、令和3(2021)年12月からは実践自治体として承認されています。令和7(2025)年2月現在、日本で「ユニセフ日本型CFCI実践自治体」として承認されているのは、ニセコ町を含め、安平町、富谷市、町田市、奈良市の5つの自治体となっています。

自然体験活動の充実

事業内容	社会の変化を適切にとらえ、生涯にわたって自ら学び深める社会の担い手を育むため、ニセコ町の自然環境に触れられる体験活動の拡充に努めます。
	●ニセコみらいラボ事業

英語教育の推進

事業内容	幼児センターから高等学校まで一貫した英語カリキュラムを実践する「ニセコスタイルの教育」を展開し、英語を使ったコミュニケーションを通して異文化共生、国際理解力を育みます。
	●ニセコスタイルの教育

家庭の教育力向上

事業内容	家庭と学校の連携による家庭教育学級などを通して、子育てに不安や悩みを抱える保護者間の共通理解を深め、明るく楽しい家庭生活を送るための取り組みに対し支援を行います。
	●地域子育て支援センター「おひさま」 ●PTA 活動

第4章 子ども・子育て支援事業の推進

1. 教育・保育提供区域の設定

(1) ニセコ町における教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、町は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を策定することとなっています。

本計画においては、ニセコ町全域を1つの提供区域とします。

(2) 児童人口の推計について

計画期間（令和7(2025)年度～令和11(2029)年度）までの子どもの数の推計結果は、次のとおりです。

本計画では、住民基本台帳の過去5年（各年10月1日）の年齢別・男女別人口を基にコーホート変化率法^{※8}を用いて各年度の児童数を推計し、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み量を算出します。

※8 コーホート変化率法とは、各コーホート（同じ期間に生まれた人の集団）について、過去における実績人口から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

年齢	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳	31	32	36	36	38
1歳	23	31	32	36	36
2歳	27	21	28	29	33
3歳	35	29	23	31	32
4歳	33	35	29	23	30
5歳	42	34	36	30	24
小計	191	182	184	185	193
6歳	44	45	37	39	33
7歳	45	46	47	39	41
8歳	44	45	46	47	39
9歳	48	44	45	46	47
10歳	52	48	44	45	46
11歳	46	53	49	45	46
小計	279	281	268	261	252
計	470	463	452	446	445

2. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

教育・保育事業について、教育・保育の利用状況、ニーズ調査により把握した利用希望、推計児童数を踏まえて、以下のとおり認定区分ごとに量の見込み及び確保方策を定めます。

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設
1号	3～5歳	幼児教育のみ	幼児センター（短時間型保育）
2号	3～5歳	保育の必要性あり	幼児センター（長時間型保育）
3号	0歳		幼児センター（長時間型保育）
	1歳		
	2歳		

(1) 1号認定

1号認定は、満3歳以上で就学前の教育を希望する子どもを対象に、幼児教育を提供します。

【量の見込み・確保方策】

令和7(2025)年度以降、満3歳以上の児童数が減少すると見込まれており、新たに拡充せず現状で対応可能と考えます。

1号認定（3歳以上）	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	25	22	20	19	19
②確保方策		45	45	45	45	45
過不足（②-①）		20	23	25	26	26

(2) 2号認定

2号認定は、満3歳以上で、保育の必要性の認定を受けた児童を対象に、定期的な保育を提供します。

【量の見込み・確保方策】

令和7(2025)年度以降、満3歳以上の児童数が減少すると見込まれており、新たに拡充せず現状で対応可能と考えます。

2号認定（3歳以上）	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	88	84	75	72	74
②確保方策		88	88	88	88	88
過不足（②-①）		0	4	13	16	14

(3) 3号認定

3号認定は、保育の必要性があると認定された0歳、1歳、2歳が対象となります。

【量の見込み・確保方策】

令和7(2025)年度以降、0歳～2歳児の増加が見込まれることから、幼児センター（短時間型保育）内で人数調整するなど、受け入れ可能な体制を整えます。

3号認定（0歳）	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	6	6	7	7	7
②確保方策		7	7	7	7	7
過不足（②-①）		1	1	0	0	0
3号認定（1歳）	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	14	20	20	23	24
②確保方策		16	20	20	23	24
過不足（②-①）		2	0	0	0	0
3号認定（2歳）	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	15	12	16	16	16
②確保方策		24	20	20	17	16
過不足（②-①）		9	8	4	1	0



ニセコ町幼児センター「きらっと」は、幼稚園、保育所の機能を一体化した施設です。利用する場合は、町から認定を受けたうえで、入園申し込みをすることとなります。

詳しくは、幼児センター事務室またはこども未来課にお問い合わせください。

【問い合わせ先】ニセコ町幼児センター事務係 TEL：0136-44-2700/FAX：0136-44-2725
ニセコ町教育委員会こども未来課 TEL：0136-44-2101

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業について、地域子ども・子育て支援事業の利用状況、ニーズ調査により把握した利用希望、推計児童数を踏まえて、以下（１）～（１９）のとおり事業ごとに量の見込み及び確保方策を定めます。

（１）利用者支援事業

利用者支援事業は、子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整や協働する体制づくりなどを行う事業です。

【量の見込み・確保方策】

ニセコ町では、国が定める利用者支援事業としては実施していませんが、既に町保健福祉課の保健師・職員や幼児センターの職員等が保護者からの相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整を行っております。今後も引き続き既存事業や関係機関等と連携して実施します。

（２）時間外保育事業（延長保育・休日保育）

時間外保育事業は、保護者の就労状況等により、通常の保育時間（８時半～１６時半）を超えて、さらに延長して保育を行ったり（延長保育）、日曜日・祝日にも保育を行ったりする（休日保育）事業です。

【量の見込み・確保方策】

ニセコ町では、ニセコ町地域子育て支援センター「おひさま」で休日保育を実施しています。第２期計画期間における利用実績は少ないですが、保護者の利用意向が高く需要が高まることが想定されることから、今後も既存の体制で事業を実施します。

なお、現在延長保育は実施していませんが、保護者のニーズを踏まえて検討していきます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み※ ⁹	人	81	77	78	78	82
②確保方策		81	77	78	78	82
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

※⁹ 休日保育のみ



ニセコ町地域子育て支援センター「おひさま」は、幼児センターに併設する子育て支援施設です。

小学校就学前の子どもと保護者を対象に保育室を無料開放しています。また、保護者の就労状況など一定の条件の子どもを対象に、一時保育や休日保育も実施しています。

【問い合わせ先】

ニセコ町地域子育て支援センター TEL：0136-44-2739/FAX：0136-44-2725

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・学童保育）

放課後児童健全育成事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を用意し、健全な育成を図る事業です。

ニセコ町では、ニセコこども館を中心に放課後子ども教室とも連携した運営を行っています。

【量の見込み・確保方策】

ニセコ町では、今後利用児童が減少する見込みであり、学区ごとに既存の体制で事業を実施します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	80	80	78	76	71
1年生		24	24	20	21	18
2年生		23	23	24	21	22
3年生		20	20	22	22	18
4年生		10	9	9	9	10
5年生		2	2	2	2	2
6年生		1	2	1	1	1
②確保方策		80	80	80	80	80
過不足 (②-①)		0	0	2	4	9

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

子育て短期支援事業は、保護者が疾病等の身体的・精神的・環境上の理由により児童を養育できない場合に一時的に子どもを預かる事業です。

【量の見込み・確保方策】

ニセコ町では、令和4(2022)年度から子育て短期支援事業を蘭越町の施設と連携して開始していますが、現状利用実績はありません。保護者の利用意向は高く、今後保護者のニーズの増加が見込まれることから、引き続き対応できる体制を確保します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	30	28	29	29	30
②確保方策		30	28	29	29	30
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0



ニセコ町では、令和4(2022)年4月1日より社会福祉法人よいち福祉と契約を結び、子育て短期支援事業を開始しました。主な預け先は、蘭越町の北海愛星学園となります。

子育て中の急な都合等で子どもをお世話する方がおらず困っている場合など、下記までご相談ください（※利用する場合、申請書の提出が必要です）。

【問い合わせ先】 こども未来課こども未来係 TEL：0136-44-2101



(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に保健師が訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込み・確保方策】

ニセコ町では、今後も保健師がすべての対象世帯を訪問していきます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		31	32	36	36	38
②確保方策	人	【実施体制】保健師3名 【実施機関】ニセコ町				

(6) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要だと判断した家庭に対し、保健師等の専門家が訪問し、養育に関する助言や指導・相談を行う事業です。

【量の見込み・確保方策】

ニセコ町では、現状養育支援訪問事業を保健師3名で実施しており、今後も養育支援が必要だと判断したすべての対象世帯を訪問していきます。また、乳児家庭全戸訪問事業等による訪問の結果から、養育支援が必要だと判断した家庭を本事業につなげていきます。

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込み・確保方策】

ニセコ町では、現在地域子育て支援センター「おひさま」で実施しています。今後も「おひさま」で継続して実施するとともに、遊び場の充実や多様な講座や行事を開催し、親子が気軽に集える居場所づくりを行います。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		2,881	3,360	3,852	3,929	4,005
②確保方策	人回	2,881 (1カ所)	3,360 (1カ所)	3,852 (1カ所)	3,929 (1カ所)	4,005 (1カ所)
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭で保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、主として昼間に保育所や幼稚園等で一時的に預かる事業です。

ニセコ町では、幼稚園在園児を対象とした「1）一時預かり事業（幼稚園型）」は幼児センター（短時間型保育）、幼稚園在園児以外を対象とした「2）一時預かり事業（幼稚園型を除く）」は地域子育て支援センター「おひさま」で実施しています。

【量の見込み・確保方策】

ニセコ町では、女性の就業率増加や保護者の利用意向が高いことから、今後のさらなる保護者のニーズに対応できるよう、適切な提供体制を確保していきます。

1)一時預かり事業（幼稚園型）	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	263	235	211	202	206
②確保方策		263	235	211	202	206
過不足（②-①）		0	0	0	0	0
2)一時預かり事業（幼稚園型を除く）	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	827	788	798	802	837
②確保方策		827	788	798	802	837
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

(9) 病児保育事業（病後児保育）

病児保育事業は、病気または病気の回復期にあり、集団での保育が困難な児童について、病院・保育所等に併設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

【量の見込み・確保方策】

ニセコ町では、町の事業としては現状実施していませんが、保護者からの利用意向は高く、国の財政支援状況や医療機関との連携、看護師等の配置などを総合的に判断して検討を進めます。また、病児保育事業を実施している NPO 法人・団体等と連携するなど、既存の社会資源を活用することで適切な提供体制を確保できるよう努めます。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）は、乳幼児や小学生の子どもがいる家庭を対象とし、子育ての手助けがほしい人（利用会員）と子育てのお手伝いがしたい人（協力会員）との相互援助活動を行う事業です。

【量の見込み・確保方策】

ニセコ町では、令和4(2022)年度からファミリーサポートセンター事業を開始しており、利用会員・協力会員ともに徐々に増えています。今後も保護者が必要な時に子育てのサポートが受けられるよう、事業の周知や協力会員の養成研修会を開催して、登録会員の増加及び協力会員の資質向上を図ります。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
低学年	①量の見込み	人日	84	86	82	79	72
	②確保方策		84	86	82	79	72
	過不足(②-①)		0	0	0	0	0
高学年	①量の見込み		93	92	87	86	88
	②確保方策		93	92	87	86	88
	過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(11) 妊婦健康診査

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、母子健康手帳交付時に、医療機関等で行われる健診の受診票を交付し、妊婦健康診査の費用を補助する事業です。

【量の見込み・確保方策】

ニセコ町では、今後も母子健康手帳を交付したすべての妊婦に対し、適切な時期に必要な検査を受けられるよう受診を推奨していきます。また、里帰り出産など、ニセコ町外での健診については、別途申請により公費負担をします。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		人	31	32	36	36	38
②確保方策			【実施場所】北海道内各医療機関 【実施体制】各医療機関に委託 【実施時期】通年 【実施項目】国が定める基本的な妊婦健康診査項目。北海道外での健診については別途申請にて受付				



ニセコ町では、母子健康手帳交付時に、定期健康検査14回分の一部補助と超音波検査6回分の助成券を発行しています。

【問い合わせ先】保健福祉課健康づくり係 TEL：0136-44-2121/FAX：0136-44-3500

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、保護者の世帯所得の状況を勘案し、保護者が支払うべき日用品、文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入費用、行事への参加費用等を助成する事業です。

【量の見込み・確保方策】

ニセコ町では現状実施していませんが、今後実施を検討していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進する事業です。

【量の見込み・確保方策】

ニセコ町では現状実施していませんが、今後実施を検討していきます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

子育て世帯訪問支援事業は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭を訪問支援員が訪問し、家事、育児などの支援や子育ての相談・情報提供を行う事業です。

【量の見込み・確保方策】

子育て世帯訪問支援事業は、令和 6(2024)年 4 月に施行された改正児童福祉法により新たに創設された事業です。ニセコ町では現状実施していませんが、今後実施を検討していきます。

(15) 児童育成支援拠点事業

児童育成支援拠点事業は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる拠点を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、相談や支援等を行う事業です。

【量の見込み・確保方策】

児童育成支援拠点事業は、令和 6(2024)年 4 月に施行された改正児童福祉法により新たに創設された事業です。ニセコ町では現状実施していませんが、今後実施を検討していきます。

(16) 親子関係形成支援事業

親子関係形成支援事業は、児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えている保護者・児童に対し、講義やワークショップ等を通し、児童の心身の発達状況に応じた情報提供、相談や助言等の支援を行い、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

【量の見込み・確保方策】

親子関係形成支援事業は、令和 6(2024)年 4 月に施行された改正児童福祉法により新たに創設された事業です。ニセコ町では現状実施していませんが、今後実施を検討していきます。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、保護者の就労要件などを問わず、保育所や幼稚園に通っていない生後 6 カ月以上 3 歳未満の児童が保育所等を利用できる事業です。

【量の見込み・確保方策】

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、令和 6 (2024)年 6 月に子ども・子育て支援法の一部改正により新たに創設された事業です。ニセコ町では、未就園児の育ちを支援し、子育て家庭を支援するため、保護者のニーズや運用上の課題等を踏まえ、令和 8(2026)年度の実施を目指して受け入れ体制を確保します。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	①量の見込み	人日	-	28	32	32	31
	②確保方策		-	28	32	32	31
1歳児	①量の見込み		-	17	22	21	19
	②確保方策		-	17	22	21	19
2歳児	①量の見込み		-	17	21	28	34
	②確保方策		-	17	21	28	34

(18) 産後ケア事業

産後ケア事業は、産後に家庭等から十分な家事や育児などの支援が受けられず、心身の不調や育児不安のある方などに対して、助産師等の専門職がサポートする事業です。

【量の見込み・確保方策】

産後ケア事業は、令和 3 (2021)年度から市町村の努力義務とされ、令和 6 (2024)年 6 月に子ども・子育て支援法の一部改正により地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた事業です。ニセコ町では、産後 1 年未満の母子を対象とし、助産師が自宅を訪問して母子のケアや授乳指導、育児相談を既に行っており、今後も継続して実施していきます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	21	21	24	24	25
②確保方策		【実施体制】助産院に委託				

(19) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等包括相談支援事業は、妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図る事業です。

【量の見込み・確保方策】

妊婦等包括相談支援事業は、令和 6 (2024)年 6 月に子ども・子育て支援法の一部改正により出産・子育て応援交付金の伴走型相談支援事業が制度化されたものです。ニセコ町では、保健師が妊娠中から出産後まで切れ目のない相談を実施しており、令和 7(2025)年 4 月からは「妊婦等包括相談支援事業」として今後も継続して実施していきます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人回	93	96	108	108	114
②確保方策		93	96	108	108	114
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

ニセコ町では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、町はもとより、町内外の行政機関、サービス事業者、地域組織・団体、企業、町民等を含めた関係者・機関が連携し、地域全体で子育てを行います。

2. 進捗状況の管理

本計画の推進にあたっては、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業等の実施状況を定期的に点検し、計画の進捗状況を評価します。また、評価結果については、ニセコ町子ども・子育て会議へ報告し、意見を聴くとともに、必要に応じて計画の見直しを検討します。

資料編

子育てに関する相談や教育・保育施設の情報等に関する問合せ先は、以下のとおりです。

令和 7(2025)年 4 月 1 日現在

子育てに関する相談

幼児センター「きらっと」
☎ 0136-44-2700



- 保育士や幼稚園教諭が保護者に対し子育ての相談・助言等を行っています。

保健福祉課
☎ 0136-44-2121

- 育児に関する疑問や心配なことなど、町の保健師による相談や情報提供を行っています。

教育・保育施設の情報

幼児センター「きらっと」
☎ 0136-44-2700



- 幼稚園・保育所を一体化した施設です。
- 町ホームページに入園に関する情報を掲載しています。

教育委員会子ども未来課
☎ 0136-44-2101



- 幼児教育・保育の利用には、町の認定が必要です。
- 町ホームページに情報を掲載しています。

子どもをあずける

幼児センター「きらっと」
☎ 0136-44-2700



- 幼児センターの短時間型保育を利用している場合に利用できます。

● 月～金/13:30～16:30

子育て支援センター「おひさま」
☎ 0136-44-2739



- 幼児センターに併設されている施設です。
- 冠婚葬祭や仕事により家庭で保育を受けることが一時的に困難になった場合、子育てのリフレッシュをする場合に利用できます。
- その他一時保育や休日保育も行っています。

ニセコ子ども館（学童保育所）
【教育委員会子ども未来課】
☎ 0136-44-2101



- 保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生に対し、放課後に安全・安心な居場所や遊びを提供する場です。

● ご利用にあたっては、申込が必要です。

ファミリーサポート事業
【(株)まんまじょ】
☎ 0136-55-8524



- 地域の方がサポーターとなって、子どもの託児や送迎などを支援します。

● 対象者は、ニセコ町に住民登録のある0歳～12歳までの子どもを持つ保護者です。

● ご利用にあたっては、事前登録・予約が必要です。

子どもの居場所

放課後子ども教室
【教育委員会子ども未来課】
☎ 0136-44-2101



- 子どもたちが放課後を安全・安心に過ごせる場を設け、多様な体験・活動を提供しています。

● 対象者は、ニセコ子ども館（学童保育所）に通っていない小学生1～6年生です。

● ご利用にあたっては、申込が必要です。

学習交流センター「あそぶっく」
☎ 0136-43-2155



- ニセコ町役場前に位置する図書館です。

● 開館：10:00～18:00（木曜日のみ～20:00）

休館：月曜・祝日・最終週の金曜・年末年始

総合体育館
☎ 0136-44-2034



- 町民の方は無料で利用できる体育館です。

● 開館：平日/9:00～22:00、日/9:00～17:00



第3期

ニセコ町子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和7(2025)年3月

発行：ニセコ町

編集：ニセコ町教育委員会子ども未来課

住所：北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地

電話：0136-44-2101